

会 議 録

会 議 名	豊田市農業振興地域保全対策協議会 代表者会議
日 時	令和8年7月7日（火） 10時00分～11時00分
会 場	豊田市役所 東庁舎7階 大会議室4
出席委員	豊田市産業部 副参事 谷原 美保 愛知県豊田加茂農林水産事務所農政課 主幹 大原 健次 明治用水土地改良区 課長 三浦 勇次 金山揚水土地改良区 理事長 清水 誠二 愛知用水土地改良区 三好事務所 所長 川島 祐治 藤岡土地改良区 事務局長 永井 久司 下山土地改良区 事務局長 酒井 正樹 旭土地改良区 事務局長 松井 範一 あいち豊田農業協同組合営農企画課 課長補佐 石川 高範（代理出席） 株式会社 中甲 代表取締役 杉浦 俊雄 農事組合法人 若竹 代表理事 牧 和範 農事組合法人 榎塚会 代表理事 有我 保 豊田市農業委員会事務局 局長 尾形 洋 豊田市産業部農地整備課 課長 成瀬 賢治 豊田市産業部農業振興課 課長 鶴田 真太郎 豊田市産業部農政企画課 課長 疋田 一男 愛知県 豊田警察署 生活安全課 （オブザーバー） 愛知県 足助警察署 生活安全課 （オブザーバー）
欠席委員	豊田土地改良区 事務局長 佐藤 邦彦 みよし土地改良区 事務局長 水野 貴行 農事組合法人 逢妻 代表理事 菅沼 浩 有限会社 はっぴー農産 代表取締役 黒野 貴義
事務局	農政企画課 副課長 兵藤 隆裕 担当長 矢野 未希也 主 査 岩月 彰弘 主 査 田淵 友規 主 査 須藤 渉
傍聴人	農業振興課 副課長 鈴木 優美

1 あいさつ

(谷原会長)

- ・日頃は豊田市市政全般、とりわけ農業施策に関しましては深いご理解とご協力に大変ありがとうございますと思っている。
- ・農振除外の個別案件については、実務者会議を随時開催し、情報共有や意見交換を行っている。今後とも、農振農用地の適正な保全について、関係機関の皆様にご協力をいただきたい。
- ・また、昨年度は皆様のご協力のもと、農業振興地域整備計画の全体見直しを行った。後ほど変更内容は報告させていただく。

(事務局)

- ・令和8年度から人事異動で新たに委員等になられた方を紹介
- ・事前報告のあった欠席者の報告
- ・議事に入る。議事進行は谷原会長

2 豊田市農業振興地域保全対策協議会の概要

(事務局) 須藤主査説明

(1) 農振法の概要

- ・農用地区域とは、農業振興地域整備計画で農業上の利用を確保すべき土地として市が指定した区域で農地の中でも特に守るべき優良農地のことである。主に10ヘクタール規模の一団の農地やほ場整備を実施した農地、その他市が保全すべきとした農地のことを指す。
- ・農振除外とは、農用地区域から除外することを指し、農用地の区域の変更には、愛知県の同意が必要である。
- ・農振除外には個別案件と行政案件の2つの方法があり、個別案件は農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の第1号から第6号までの6項目全てを満たさなければならない。いわゆる農振除外の6要件である。
- ・無断で開発行為を行った場合には、罰則があり、土地所有者に課せられる。
- ・農用地区域から除外ができないと、農用地区域は原則、農地転用禁止であるため、農地転用を行うことができない。そのため、やむを得ないものについては、農政企画課と調整後、農振除外を行い、農地転用等他法令手続きを経て開発を行う。
- ・令和7年4月に農振法が改正され、「農地の総量確保のための措置の強化」が新たに追加された。具体的な変更内容は、都道府県の農用地の面積目標に影響を及ぼすおそれがある場合、農用地区域への編入などの影響緩和措置が必要となった。
- ・優良農地の確保のためにも、農用地区域へ編入したい方がいたら、要件を確認するので農政企画課まで相談してほしい。

(2) 協議会の目的・体制

- ・農業振興地域保全対策協議会は市、県、JA、土地改良区、農事組合法人が参加している会議体で、計21機関に参画いただいている。
- ・協議会の目的は、関係機関の連携を確保し、農用地区域における開発等に関する情報や考え方を共有することで、農用地の適正な保全を図ることである。
- ・協議会設置以前は、関係機関との協議・情報共有の場の不足や、担当者が持つ人脈に頼った

調整といった問題点があった。これを受け、情報共有の場を創出し、担当が変わってもつながりが継続できるよう組織単位でのつながりを仕組み化することが設置の背景となっている。

・協議会設置のメリットは、以下の3点である。

- ① 関係機関が農振除外の考え方を共有できること
- ② 農振除外の情報を事業が確定する前の事前相談段階で共有できること
- ③ 農振除外の審査を関係機関から収集した情報に基づいた審査が可能となること

(3) 協議会の進め方

- ・協議会は代表者会議と実務者会議の2種類ある。
- ・代表者会議は、各機関の代表者が参加し、実務者会議の実効性を高めるための、関係機関同士の連携合意を目的として、年1回開催している。
- ・実務者会議は、相談のあった案件ごとに、必要に応じてフットワーク良く情報共有・意見聴取を行っている。
- ・実務者会議で関係機関と相談段階で「情報共有」と「方針確認」を行うことで、事業者の開発計画に適切な指導を行うことができると考えている。今後も関係機関の連携強化により農用地区域の適正な保全を目指していきたい。

3 報告事項

(1) 豊田農業振興地域整備計画の全体見直しについて

(事務局) 須藤主査説明

- ・そもそも農業振興地域整備計画とは、経済事情の変動その他情勢の推移を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、農業生産に必要な農用地等の確保を図り、国民に対する食糧の安定供給の確保及び国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とした計画である。
- ・地方公共団体は、国との適切な役割分担の下、農用地等が確保されるよう努めなければならないと農振法で定められている。
- ・この計画は、概ね5年に一度、基礎調査を実施したうえで見直しをすることが農振法第13条に定められており、優良農地を確保するための法定計画となっている。
- ・直近では令和7年度に農業振興地域整備計画の全体見直しを行った。
- ・全体見直しでは、特定保全農用地区域の見直しを行った。高岡地区96haを特定保全農用地区域と指定していたが、今回の見直しで周辺都市利用を鑑み約20ha減少の76haとなった。上郷地区については、前回の計画から変更はなし。
- ・大規模案件については、今回の見直しで3つの事業（土地区画整理事業、市街地整備事業、産業用地整備事業）を位置づけした。
- ・行政案件による除外として、今回の見直しで近代的な農業を営むことが困難になった土地や、集落や山林に介在した土地等、農業上の利用を図ることが適当でなくなった農用地を除外した。

(2) 農振除外相談の近年の傾向について

(事務局) 須藤主査説明

- ・令和2年度から令和7年度までの農振除外の相談件数は年度毎にばらつきがあるが、農振除外の実績件数は右肩下がりの傾向である。
- ・令和5年度から7年度の3年間で農振除外（事業系）の相談を受けた件数及び面積は575件2,018ha、実際に農振除外を行った件数及び面積は57件25.7haで、高岡地区及び上郷地区の2地区が約8割の面積を占めていた。

（情報共有）近年の中東情勢による担い手への影響について

- ・資材、肥料が高騰している印象であり経営に影響してきている。燃料費は高くなったとは思うが、今のところそれほど影響を受けていない。
- ・秋からの肥料価格高騰を心配している。機械については高額であると思うが、色々な補助金を活用している。

4 その他

（1）畦畔除去補助金について

（事務局）須藤主査説明

- ・補助金は令和5年度からスタートし、農地と農地を区切る畦畔除去にかかる費用を補助する事業で、畦畔1本につきその畦畔に接する農地の土地所有者に1人あたり3万円の補助金を交付するものである。畦畔を除去することにより区画が拡大し、耕作の作業効率が上がることを期待している。
- ・令和8年度からは補助金の金額を改正し、畦畔1本につきその畦畔に直接接する農地の土地所有者1名あたり3万円であったが、従来の補助額に加え、畦畔除去後の1区画の面積が3,000㎡を超える場合又は特定保全農用地区域内の畦畔を除去する場合に該当する場合は、1万円を加算することとした。しかし、前述の条件両方に該当する場合でも加算額は1万円となる。
- ・申請実績は、令和6年度は29件、令和7年度は21件の申請があった。令和8年度も予算を確保しているが、限りがあるのでご承知おきを。

（2）AWD（間断灌漑）の実証について

- ・本市では、第4次豊田市農業基本計画に基づき、「環境にやさしい農業」の推進に取り組んでいる。その取組の一つとして現在進めているのが、AWD（間断かんがい）による温室効果ガス削減効果を活用した、J-クレジット制度の新しい方法論づくりである。
- ・AWDとは「間断かんがい」と呼ばれる水管理方法で、田んぼに水を張り続けるのではなく、入水と落水を繰り返しながら管理する方法である。
- ・水田では、水が張られた状態が続くとメタンガスが発生するが、AWDでは落水期間を設けることで、このメタンガスの発生を抑制できることが実証により確認されている。また、水の使用量を減らせる可能性があり、環境負荷の低減効果がある。
- ・現在のJ-クレジット制度では、中干し期間の延長によるメタン削減が活用されているが、近年は猛暑の影響もあり、中干し期間をさらに長くすることが難しいという声もある。
- ・そこで本市では、新たな選択肢としてAWDに着目し、農家の皆さまが取り組みやすい仕組みづくりを目指している。しかしながら一方で、収量への影響や管理方法など、確認すべき課題もあるため、全国10地域で実証を行い、温室効果ガス削減効果だけでなく、収量や品

質への影響についても調査・研究を進めていく。

（３）農業用資機材の購入補助について

- ・ 今回の補助金実施の背景には、小規模農家への支援が十分とは言えない状況が続く中、この５年間で農家数が約２割減少し、地域農業の将来に大きな不安が生じていることがある。
- ・ こうした状況を踏まえ、肥料や飼料などについては上限１０万円、機械については中古も対象として上限３０万円、いずれも補助率２割で支援することとした。
- ・ 今回の補助は一時的な措置ではあるが、営農を続けようとする農家の意欲を支えるため、国の重点支援地方交付金を活用して実施している。

質疑・応答

- ・ なし

（谷原会長）

- ・ 以上で議題を終了する。

（事務局）

- ・ 終了のあいさつ